

海津市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 6 月

海 津 市

目 次

第 1 章 対策の基本方針	1
第 1 節 海津市新型インフルエンザ等対策行動計画の目的及び概要	2
第 2 節 計画策定の背景と流行規模の想定	3
第 3 節 対策の基本的な方針	8
第 4 節 市対策本部の組織	2 5
第 2 章 各段階における対策	3 1
未発生期	3 3
県内未発生期（海外発生期～国内発生早期）	3 8
県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）	4 2
県内感染期（国内感染期）	4 7
小康期（小康期）	5 2
【用語集】	5 5
【資 料】	5 8

第 1 章 対策の基本方針

第 1 節 海津市新型インフルエンザ等対策行動計画の目的及び概要

1 計画の目的

この海津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条の規定に基づき作成する計画であって、市民に最も近い行政単位である市が、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることにより、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することを目的とする。なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとする。

2 計画の概要

計画は、特措法第 8 条第 1 項の規定により、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき、次に掲げる事項を定める。

【行動計画に規定する事項】

市（特措法第 8 条第 2 項）	【参考】県（特措法第 7 条第 2 項）
○新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	○新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
○市が実施する次に掲げる措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施、その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全、その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	○県が実施する次に掲げる措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請、その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保、その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請、その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
○新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	○新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
○他の地方公共団体、その他の関係機関との連携に関する事項	○他の地方公共団体、その他の関係機関との連携に関する事項
○その他、市長が必要と認める事項	○その他、知事が必要と認める事項

なお、計画は、県行動計画の改定、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や対策の検証等により、適時適切に見直しを行うものとする。

第 2 節 計画策定の背景と流行規模の想定

1 計画策定の背景

新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」をいう。以下同じ。）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。最近では、平成 21 年 4 月に、豚インフルエンザ由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、またたく間に世界各国に感染が拡大した。日本国内でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計された。

また、平成 25 年に入って、中国における鳥インフルエンザ（A/H7N9）の人への感染や中東を中心とした新種のコロナウイルス（MERS）の感染拡大など、新たな脅威が生まれている。

国においては、平成 17 年に世界保健機関（WHO）のインフルエンザ事前対策計画に準じて政府行動計画が策定され、数次の改定を経て、平成 24 年の特措法の制定に至っている。

2 計画の作成

本市では、新たな感染症の脅威から市民を守り、安全・安心な生活を確保するため、平成 21 年 9 月に「海津市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して対策を推進してきたが、特措法の施行に伴い、特措法第 8 条第 1 項の規定により、県行動計画に基づき、新たに「海津市新型インフルエンザ等対策行動計画」として、「海津市新型インフルエンザ等対策推進会議」において検討し、医療・公衆衛生の専門的、実務的見地からの意見聴取及びパブリックコメントを実施し、「計画」として、平成 26 年 6 月に決定・公表するものである。

なお、計画で対象とする感染症は、次のとおりである。

○感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症

○感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

表 1 新型インフルエンザ等対策行動計画作成の経緯

時期	政府の動き	県の対応	本市の対応
平成 17 年 12 月	「新型インフルエンザ対策行動計画」(旧政府行動計画)作成	「岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画」(旧県行動計画)作成	
平成 20 年 4 月	感染症法及び検疫法の改正		
平成 21 年 2 月	旧政府行動計画改定	旧県行動計画改定	
平成 21 年 4 月	新型インフルエンザ(A/H1N1)*発生		
平成 21 年 9 月			海津市新型インフルエンザ対策行動計画作成
平成 23 年 9 月	旧政府行動計画改定		
平成 24 年 3 月		旧県行動計画改定	
平成 24 年 5 月	新型インフルエンザ等対策特措法公布		
平成 25 年 4 月	新型インフルエンザ等対策特措法施行		
平成 25 年 6 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画作成		
平成 25 年 10 月		岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画作成	
平成 26 年 6 月			海津市新型インフルエンザ等対策行動計画作成

*現在の名称は、インフルエンザ(H1N1) 2009

3 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した病原体の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫力等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

計画の策定に当たっては、政府行動計画及び県行動計画において想定される流行規模に関する数値（表 2）を置き、対策を検討していくこととする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭に置くことも重要である。

また、高齢化が進行しており、ウイルスの特性等によっては、被害がさらに拡大することもあると考えられる。

表 2 流行規模及び被害想定

平成 22 年国勢調査人口による

項 目		本 市	県 内
流行期間		約 8 週間	
患 者（人口 39,172 人の 25%）		約 9,800 人	約 52 万人
受診者数		約 3,700 人 ～約 7,400 人	約 20 万人 ～約 40 万人
中等度※ 1 （致命率 0.53%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 150 人 （約 30 人）	約 8,600 人 （約 1,600 人）
	死亡者数	約 50 人	約 2,800 人
重度※ 2 （致命率 2.0%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 600 人 （約 120 人）	約 32,500 人 （約 6,500 人）
	死亡者数	約 190 人	約 10,400 人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度	

※ 1：アジアインフルエンザ並み

※ 2：スペインインフルエンザ並み

【参考：政府行動計画（抜粋）】

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される¹⁷など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

¹⁷ WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成 21 年（2009 年）WHO ガイダンス文書

政府行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流

行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- ・ 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人¹⁸と推計。

¹⁸ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。

- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計。

- ・ 全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。

- ・ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

- ・ ピーク時（約 2 週間¹⁹）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度²⁰と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

¹⁹ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。
National Strategy for pandemic influenza（Homeland Security Council, May 2006）
The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector（The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector（Public Health Agency of Canada, Dec 2006））

²⁰ 平成 21 年（2009 年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約 1 %（推定）

第3節 対策の基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

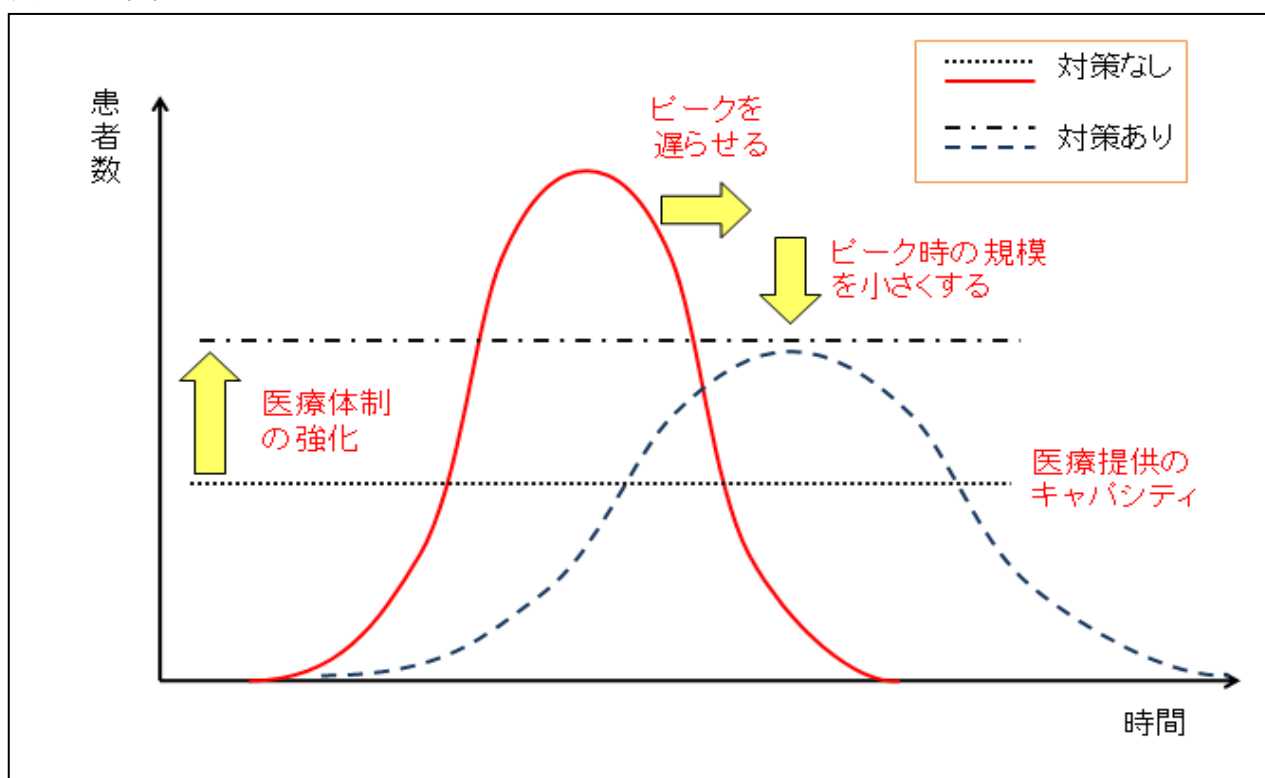
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、県内及び本市内への侵入を避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的に、国民の多くがかり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうという事態が想定され、それをできるだけ回避するため次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1) 感染拡大を可能な限り抑制し、本市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

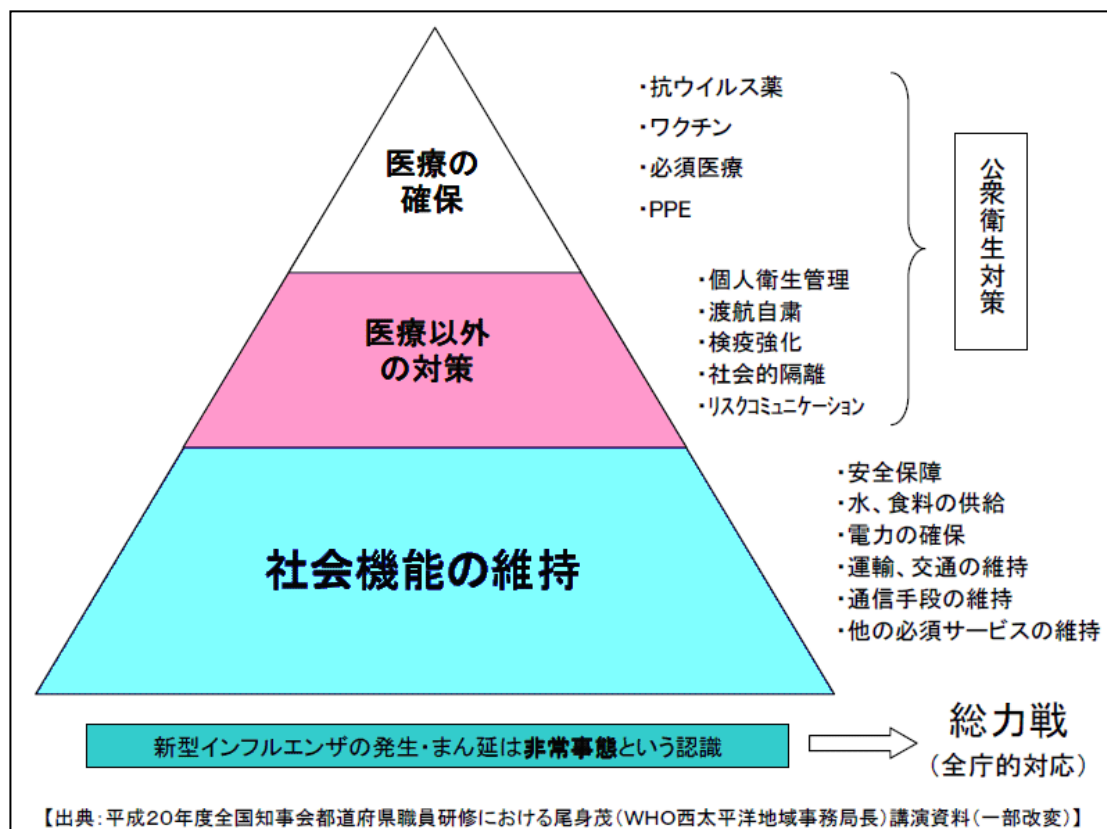
図1 対策のイメージ



2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

- ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図2 大流行に備えた対策イメージ



この目的を達成するためには、新型インフルエンザ等の発生段階ごとに行動計画をあらかじめ確立しておくとともに、本計画を関係者に広く周知し、具体的な行動を速やかに行うことができるよう準備しておく必要がある。また、対策の推進にあたっては、県や近隣市町村との連携・調整はもとより、医療機関や学校、企業、市民等が協力して、地域社会全体で取り組むことが必要である。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法に基づいて実施される不要不急の外出の自粛要請、学校・社会福祉施設・興行場等の使用制限の要請など、市民の権利と自由に制限を加える場合は、対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第5条）。

なお、特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

2 対策推進のための役割・責務

【 国 】

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体や指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等のワクチンその他医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査や研究に係る国際協力の推進に努める。

【 県 】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。新型インフルエンザ等の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

【 市 】

住民に最も身近な基礎自治体である市の基本的役割は、市民の生活を維持していくためにライフラインの確保を含む生活の基盤となる行政サービスを継続しつつ、市民への情報提供と意識啓発を図るとともに、市民に対するワクチン接種や、新型インフルエンザ等の流行により孤立化しやすく生活に支障をきたすことが予測される高齢者世帯等への支援を行っていくことである。

また、市の地域特性を勘案し、観光客へのきめ細かな情報提供や風評被害対策が必要である。そのためには、新型インフルエンザ等が発生した場合、国の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受けて、市長を本部長とする「海津市新型インフルエンザ等対策本部」を速やかに設置するとともに、国や県の基本的対処方針及び本計画に基づいて、発生段階に応じた迅速な対策を実施する。

【医療機関】

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

【指定（地方）公共機関】

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第 3 条第 5 項）。

- ・ 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
- ・ 指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

【登録事業者】

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第 4 条第 3 項）。

【一般の事業者】

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

【市民】

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

（事業者及び国民の責務）特措法第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない

3 対策の主要6項目

計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するための対策について、「①実施体制」、「②情報収集・提供・共有」、「③予防まん延防止」、「④予防接種」、「⑤医療」、「⑥市民の生活及び地域経済の安定」の6項目に分類して実施していくこととする。各項目の対策については、発生段階毎に記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

① 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部と健康福祉部が中心となり、全庁一丸となった取組が求められる。

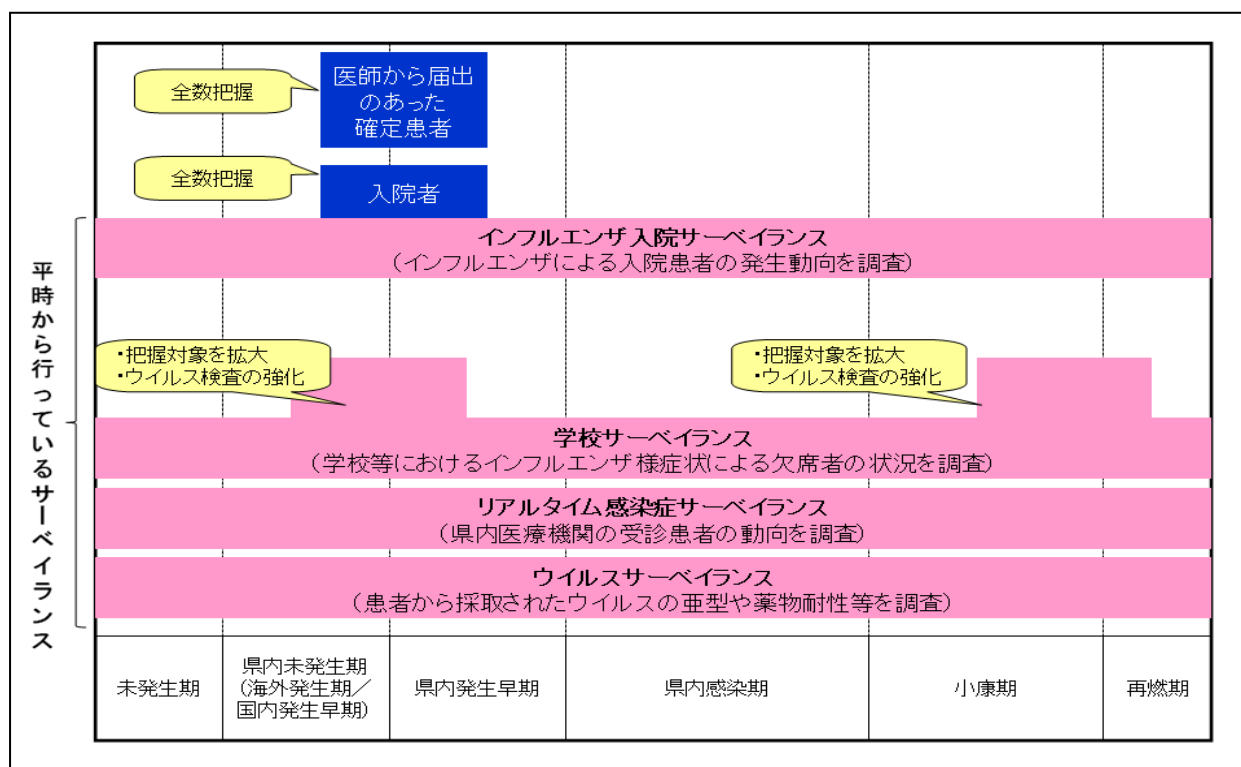
新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、直ちに「海津市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する（特措法第34条第1項）。

さらに、地域医療体制の維持等に係るかかりつけ医、入院医療機関等との情報共有の会議を開催するなど、県、医師会、地元医療関係者等との情報共有、意見交換を緊密に行う。

海津市新型インフルエンザ等対策本部、海津市新型インフルエンザ等対策推進会議の体制の詳細については、それぞれ以下に掲げる条例や規程及び要綱により定められるものとする。

- ・海津市新型インフルエンザ等対策本部条例
- ・海津市新型インフルエンザ等対策本部に関する規程
- ・海津市新型インフルエンザ等対策推進会議要綱

図3 インフルエンザに関するサーベイランス



② 情報収集・提供・共有

(ア) 情報収集・提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、本市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、国、及び県からのインフルエンザに関するサーベイランスの状況(図3)等十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、マスメディア、ホームページ、広報紙等、複数の媒体・機関を活用し、わかりやすく、迅速に情報提供する。その際、情報が届きにくい人(外国人、障がい者等)にも配慮する。

県内の流行状況については、平時から、県医師会の「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により、最新の流行状況を発信するとともに、当該システムを市民に周知し、新型インフルエンザ発生時には、市民それぞれが、流行状況を把握し、自らが感染予防を行えるようにする。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、県及び本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民、学校、医療機関、事業者等に情報提

供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら情報提供する。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民に発信するメッセージについては、患者やその家族等の人権には十分に配慮し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、感染者やその関係者には原則として責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることが重要である。

市民からの問い合わせについては、健康課内に「相談窓口」を設置し、対応するほか、県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。

「相談窓口」に寄せられた問い合わせ、関係機関等からの情報の内容を踏まえ、市民や現場で必要とする情報を把握し、県へ報告するとともに、本市の情報発信に反映していく。

対策の最前線を担う市、医療機関等とは、インターネット等を活用し、できる限り迅速に情報共有を行う。また、これら関係者を参集した会議を様々な単位で開催し、コミュニケーションの充実を図り、問題点を洗い出した上で、地域の医療体制の確保を図っていく。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。

③ 予防まん延防止

(ア) 予防まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響

響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、県が実施する対策の決定をうけて、本市で実施している対策の縮小、中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人対策については、県内における発生の初期の段階から、県による新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染防止（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置の協力を行うとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう市民に促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、市は必要に応じ、県からの不要不急の外出自粛要請（特措法第 45 条第 1 項）等受けて対応する。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県からの施設の使用制限の要請（特措法第 45 条第 2 項）等について市民に周知する。

④ 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策における予防接種については、「特定接種」（医療の提供や国民生活及び国民経済の安定等の業務に従事する者に対する接種。特措法第 28 条）と「住民接種」（一般国民に対する接種。特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項）が予定されている。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目ではインフルエンザに限って記載する。

市は、住民接種の実施主体として、県が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

また、住民接種の実施については円滑に行われるよう、県による実施・体制についての、県医師会、医薬品卸業者等との協議の調整に協力するとともに、県の指示のもと、市民に対してワクチン接種に関する情報提供を行う。

また、県、市及び指定（地方）公共機関は、特定接種が行われることとなった場合、新型インフルエンザ等対策に従事する職員に対し特定接種を実施する。

【参考：政府行動計画（抜粋）】

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワ

クチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii -2) 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

iii) 住民接種

iii -1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の 4 群に分類することを基本とする。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

② 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条 2 項）と、我が国の将来を守ること重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こう

した以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

v) 医療関係者に対する要請

国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

⑤ 医療

（ア）医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関の役割分担を決め、相互に情報の共有を図りながら効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

（イ）発生前における医療体制の整備

二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心とした、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

（ウ）発生時における医療体制の維持・確保

県内での発生早期には、原則として、感染症法（第 19 条）に基づき、県が、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国及び県から発出される、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を市内の医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療や相談については、感染症指定医療機関等に設置される「帰国者・接触者外来」や保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」で対応することになるため、市民にその周知を図る（図④）。

新型インフルエンザ等患者は、一般の医療機関を受診する可能性もあることから、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性のある者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫を行い、院内での感染拡大防止を図る必要がある。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、国の見解に従いワクチン接種を行い、感染防止対策を講じる。

帰国者・接触者外来以外の医療機関でも多くの患者が見られるようになった場合は、一般の医療機関での診療体制に切り替わる。患者が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は医療機関への入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る（図⑤）。

なお、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合は、臨時の医療施設において医療を提供することになるため（特措法第 48 条）、施設の確保等、事前に県と調整を行っておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

【県内の感染症指定医療機関】

第一種感染症指定医療機関	所在地	病床数
岐阜赤十字病院	岐阜市	2 床

第二種感染症指定医療機関	所在地	病床数	
		感染症	結核
岐阜赤十字病院	岐阜市	6 床	
大垣市民病院	大垣市	6 床	4 0 床
岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市	6 床	
岐阜県立多治見病院	多治見市	6 床	1 3 床
岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	高山市	4 床	8 床
独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	岐阜市		5 2 床
羽島市民病院	羽島市		1 0 床
郡上市国保白鳥病院	郡上市		4 床
市立恵那病院	恵那市		1 0 床

図4 県内未発生期から県内発生早期までの医療体制

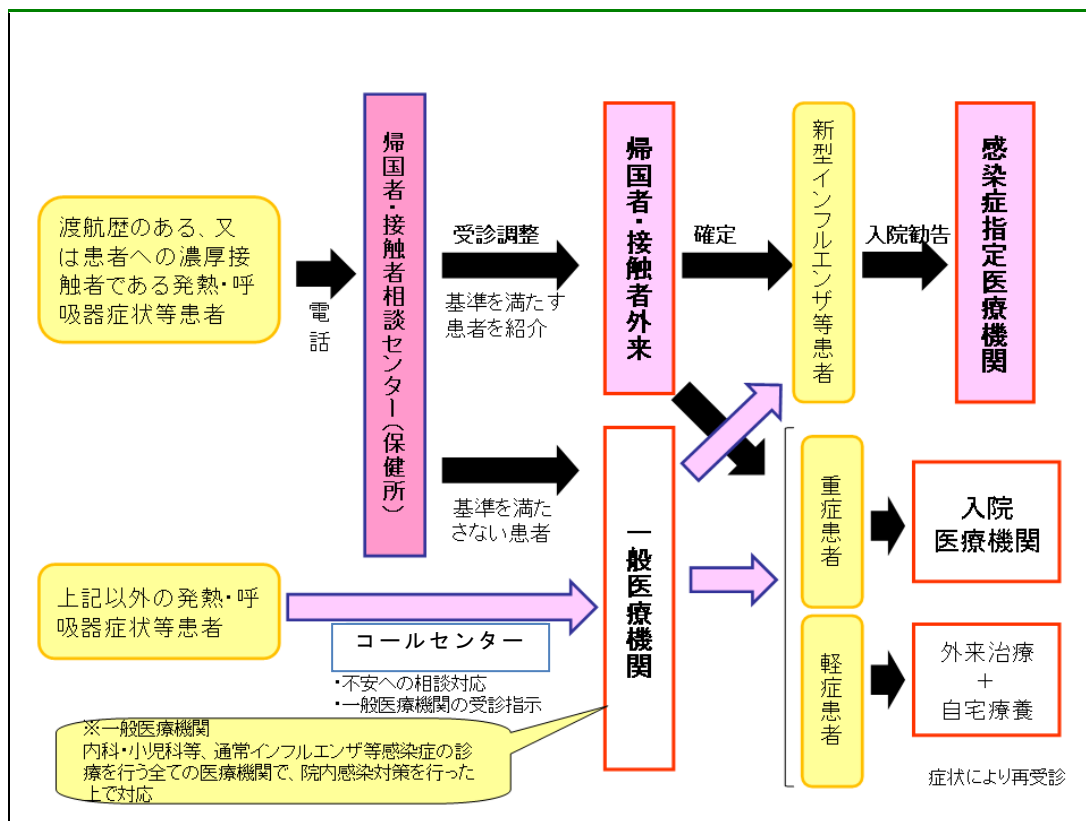
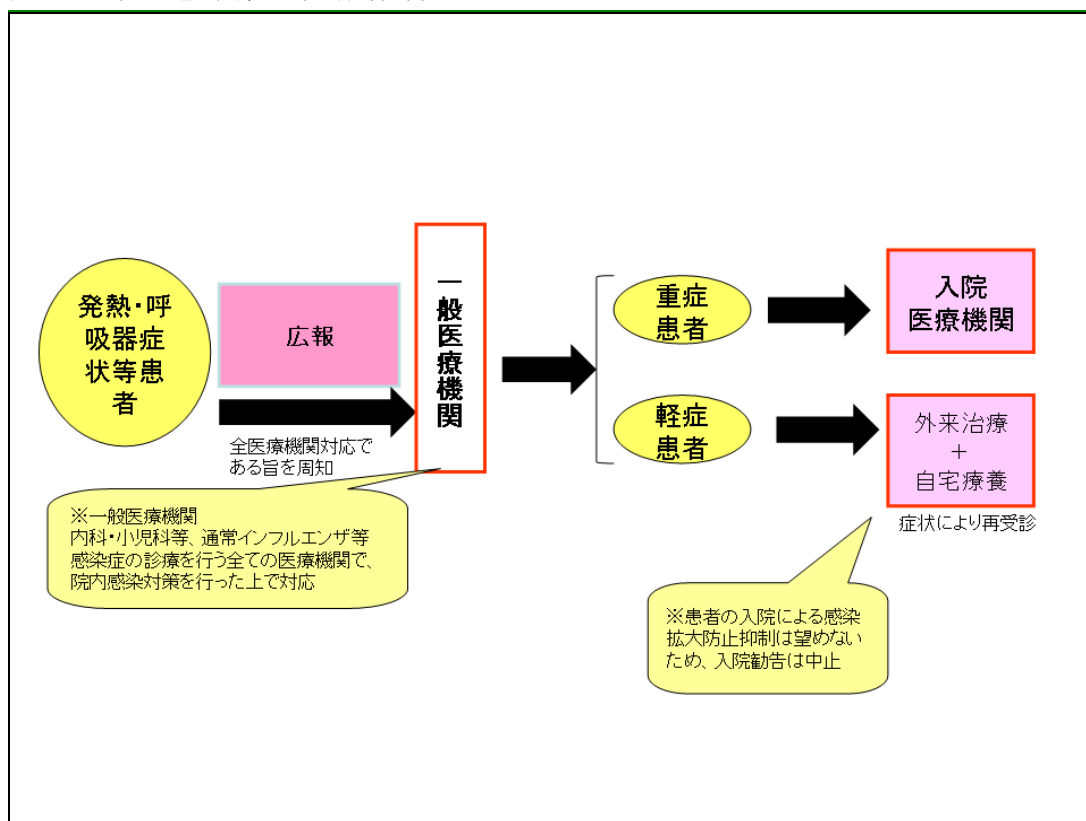


図5 県内感染期の医療体制



⑥ 市民生活・経済の安定

新型インフルエンザ等は、多くの者が罹患し、流行が8週間程度続くと言われており、市民生活や地域経済の大幅な縮小や停滞を招くことが予想される。このため、行政機関や医療機関、各事業者は、事前に職場における感染予防や業務継続のための計画を定め、新型インフルエンザ等の発生に備えることが必要である。特に、電気・ガス・水道事業者については、緊急事態時においても電気・ガス・水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置（特措法第52条）を講じなければならない。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、特措法第8条第2項第2号に基づき市民に対し、家庭内での感染症対策や、衣料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染症対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

(2)要援護者対策

高齢者や心身に障がいのある人等（以下「要援護者」という。）は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築し、まん延時には、これらの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

(3)風評被害対策

本市の観光都市としての地域特性を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の風評被害対策について、観光関連団体等と連携していくことが必要である。

4 発生段階の基準

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5段階に分類している。発生段階の移行については、WHOからの情報を参考に、海外や国内での発生状況をふまえて政府対策本部が決定することになっている。

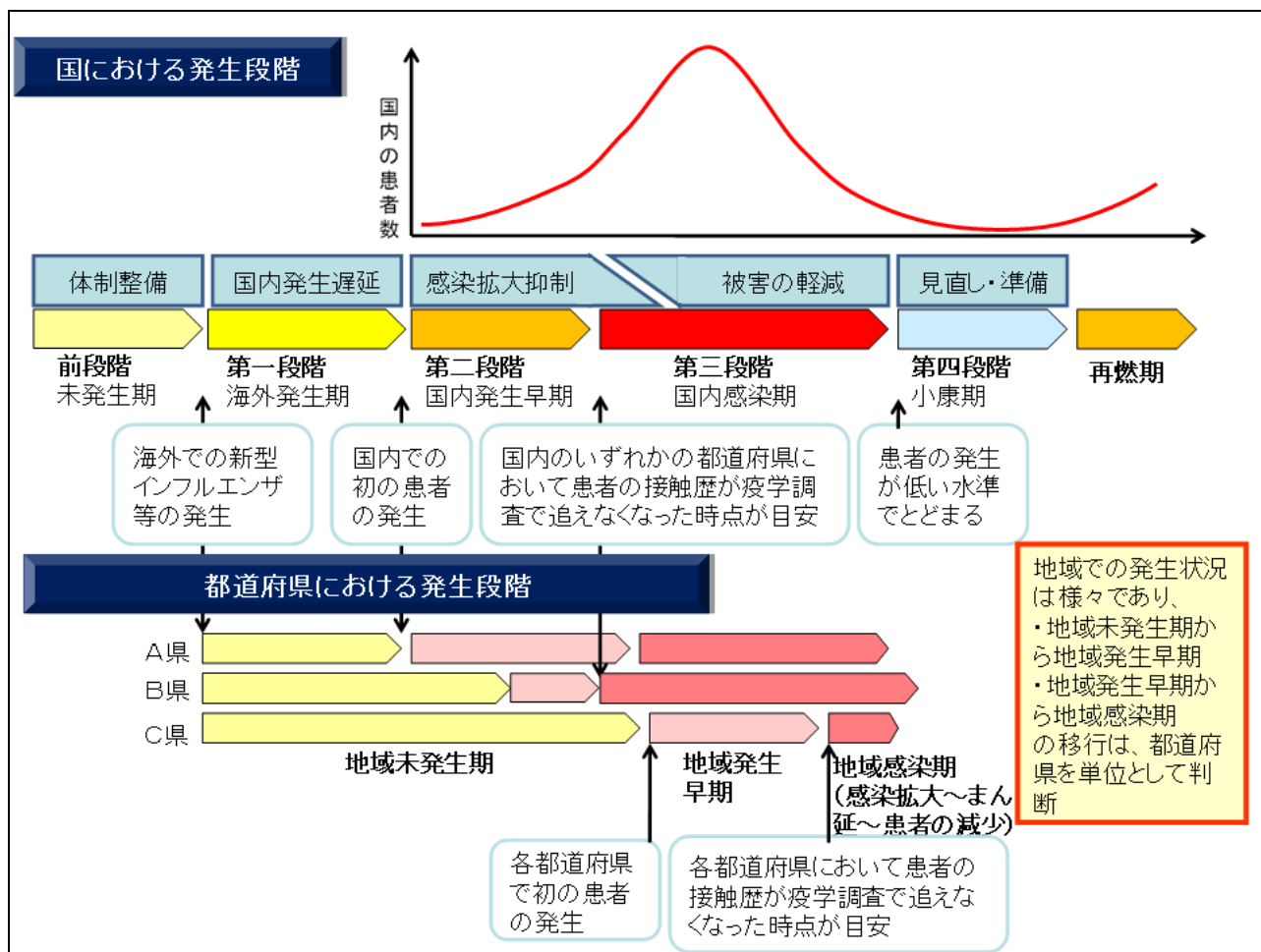
ただし、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟な対応が必要であることから、地域における発生段階を別に定め、その移行については必要に応じて県が国と協議して決定することとしている（図⑥）。県内における発生段階は、市町村で差異はあるが、本計画では、基本的に県が定める発生段階に準じて対策を実施することとする。

表3 発生段階

流行状態	発生段階	
	県行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

図6 国及び地域（都道府県）における発生段階



第 4 節 市対策本部の組織

（１）海津市新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をした場合、市は、特措法に基づいて直ちに海津市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を海津庁舎東館 4 階災害対策本部室に設置する。

また、緊急事態宣言がなされていない場合でも、市長が必要と判断した場合は、対策本部を設置する（この場合、法律に基づかない任意の設置となる）。

（２）対策本部の組織

対策本部の組織は、海津市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 27 号）に定めるところによる。

対策活動を円滑に実施するため、市長を本部長として市の全機構を活用する体制であり、副本部長には、副市長、教育長があたる。また、本部員は原則として、部局長職員があたる。

■ 対策本部の組織編成

新型インフルエンザ等 対策本部員会議

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	危機管理監
	総務部長
	市民環境部長
	健康福祉部長
	産業経済部長
	建設水道部長
	教育委員会事務局長
	会計管理者 議会事務局長
	監査委員事務局長
	農業委員会事務局長
	消防長

対策本部幹事会

危機管理部	危機管理班
総務部	秘書広報班
	企画財政班
	総務班
	税務班
市民環境部	市民総合窓口班
	市民班
	市民活動推進班
健康福祉部	環境班
	社会福祉班
	高齢介護班
	健康班
	保険医療班
	サンリバー松風苑班
産業経済部	サンリバーはつらつ班
	農林振興班
建設水道部	商工観光班
	建設班
教育部	上下水道班
	教育総務班
	学校教育班
	こども班
	社会教育班
会計部	スポーツ班
	給食班
議会部	会計班
監査部	議会班
農業部	監査班
消防部	農業班
	消防総務班
	予防班
	消防班
	救急指令班
	消防署

任務分担等

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

ア 新型インフルエンザ等対策本部長

新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、新型インフルエンザ等対策本部員及びその他の職員を指揮監督する。

イ 新型インフルエンザ等対策副本部長

新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 新型インフルエンザ等対策本部員

新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

エ 部及び班

- 1.部及び班の任務分担は、別表のとおりとし、班長は、次長及び課長職をもって充てる。
- 2.班長が欠員のときは、本部長又は本部長が指定した者が指導監督を得て行う。
- 3.各班は本分担任務によるほか、必要に応じ他班の行う事項についての応援を行う。また、他の部班において著しい人員不足が生じた場合は、本部長の指示により職員を配置する。
- 4.任務が明確に区分できない場合は、本部長が指定した部班において担任する。

オ 対策本部会議

- 1.対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- 2.対策本部会議は、新型インフルエンザ等対策の基本的な事項を協議するとともに、対策の総合的な調整とその実施の推進にあたる。
- 3.本部長は、必要に応じて、対策本部会議に関係者を出席させ、意見を求めることができる。

カ 対策本部幹事会

- 1.対策本部会議の下に幹事会を置き、新型インフルエンザ等対策の具体的な事項について検討する。
- 2.幹事会は、秘書広報課長、総務課長、健康課長、危機管理課長、学校教育課長、こども課長、及び救急指令課長の7名で構成する。

別表 対策本部の各部・各班の任務分担

部	班	任 務 分 担
危機管理部	危機管理班	◇対策本部に関すること ◇本部員会議に関すること ◇県本部との連絡に関すること ◇防災関係機関との連絡調整に関すること ◇防災行政無線に関すること
総務部	秘書広報班	◇本部長及び副本部長の秘書に関すること ◇ケーブルテレビ及びホームページ等による広報に関すること ◇報道発表及び報道機関の対応に関すること ◇職員の動員計画に関すること ◇職員の健康管理及び感染予防に関すること
	総務班 税務班	◇公共施設等の使用制限に関すること ◇対策本部の応援に関すること ◇各部及び各班の連絡調整に関すること ◇他班の実施事項の応援に関すること
	企画財政班	◇対策に関する財政措置に関すること ◇対策関係物資の調達及び輸送計画に関すること
	各窓口班	◇地域行事等における感染予防対策に関すること ◇感染拡大期における窓口業務に関すること
市民環境部	市民班	◇感染拡大期における窓口業務に関すること ◇遺体の処理及び火葬に関すること
	市民活動推進班	◇市民の外出自粛要請に関すること ◇集会施設等の使用制限に関すること ◇自治会等のイベントの自粛要請に関すること ◇公共交通機関における感染予防対策に関すること
	環境班	◇感染拡大期におけるゴミ収集に関すること
健康福祉部	社会福祉班 高齢介護班 サンリバー はつらつ班 サンリバー 松風苑班	◇社会福祉施設等における感染予防対策に関すること ◇感染拡大期における要援護者への支援及び感染予防対策に関すること

	健康班 保険医療班	◇対策本部の設置及び廃止要請に関すること ◇新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び提供に関すること ◇新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること ◇市民への感染予防の啓発に関すること ◇国・県・保健所等との連絡調整に関すること ◇医師会や医療機関との連絡調整に関すること ◇市民からの健康相談等の対応に関すること ◇新型インフルエンザワクチンの接種（特定接種、住民接種）に関すること ◇感染予防資材等の調達や備蓄に関すること ◇市内医療機関における感染予防対策に関すること ◇医療従事者の感染予防対策に関すること ◇医療の確保に関すること ◇抗インフルエンザウイルス薬に関すること
産業経済部	農林振興班	◇家畜及び畜産施設に関する新型インフルエンザ等対策に関すること ◇感染予防対策に関すること
	商工観光班	◇事業所への感染予防の啓発に関すること ◇観光施設における感染予防対策に関すること ◇観光イベント等の会場における感染予防対策に関すること
建設水道部	建設班	◇市営住宅における感染予防対策に関すること ◇公園及び広場等の感染予防対策に関すること
	上下水道班	◇水道の安定供給に関すること
教育部	教育総務班 学校教育班 こども班 社会教育班 スポーツ班 給食班	◇保育園・認定こども園・児童福祉施設等における感染予防対策に関すること ◇幼稚園・小・中学校における感染予防対策に関すること ◇学校等における感染状況の把握に関すること ◇臨時休校等に関すること ◇社会教育・社会体育施設等における感染予防対策に関すること ◇社会教育関係行事の調整、自粛等に関すること ◇社会体育関係行事の調整、自粛等に関すること ◇給食センター所管施設における感染予防対策に関すること
会計部	会計班	◇感染拡大期における窓口業務に関すること ◇感染予防対策関係の出納に関すること
議会部	議会班	◇市議会の議員との連絡調整に関すること ◇健康福祉部の応援に関すること

監査部	監査班	◇監査委員との連絡調整に関すること ◇健康福祉部の応援に関すること
農業部	農業班	◇農林振興班の応援及び連携に関すること
消防部	消防総務班 予防班 消防班 救急指令班 消防署	◇対策本部との連絡調整に関すること ◇危険物施設における感染予防対策に関すること ◇感染拡大期における消防業務に関すること ◇感染拡大期における救急業務に関すること ◇患者の搬送に関すること ◇感染拡大期における被害の拡大防止に関すること

※任務分担については、組織の変更により随時見直しを行う。

第 2 章 各段階における対策



WHO パンデミック宣言

政府・県対策本部設置

緊急事態宣言



市対策本部設置

(解除宣言)
解散

※業務継続計画の策定

情報収集、サーベイランス、情報提供・共有

相談窓口の設置

感染予防対策

(個人、学校、保育園・認定こども園・幼稚園、社会福祉施設、医療機関、事業所等)

外出自粛、施設使用制限等の要請

医療体制の整備 (保健所、医師会、医療機関、消防本部等との連携)

帰国者・接触者外来

感染症指定医療機関 (入院措置)

一般医療機関での診療

- ・重症患者⇒入院
- ・それ以外⇒在宅療養

支援策の策定、準備

市要援護者への生活支援

ライフラインの業務継続計画、火葬体制の整備等

市民生活、経済の安定

予防接種体制の整備

予防接種の実施 (特定接種、住民接種)

0 未発生期

- ◇新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ◇海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 県との連携の下に発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画を踏まえ、県や関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施など、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

実施体制

【体制の整備、関係機関との連携】

- ◇県行動計画に基づき、計画を作成する。また、必要に応じ見直しを行う。(全庁注1)
注1 各対策の末尾の()は、主としてその対策にあたる部署を示す。市対策本部が設置された場合は、対策本部に設置される部があたる。
- ◇大流行時に継続すべき優先業務や人員配置計画を定めた「業務継続計画」を策定する。(全庁)
- ◇保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等との連携を密にし、平時から情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。(健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部)
- ◇県や保健所等が実施する研修会等に積極的に参加し、知識の習得に努める。(健康福祉部、関係各部)

情報収集・提供・共有

【情報の収集】

- ◇新型インフルエンザや鳥インフルエンザ等に関する国内外の情報を収集する。(健康福祉部・産業経済部)
- ◇県内のインフルエンザ受診患者の状況について、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により把握する。(健康福祉部)
- ◇国立感染症研究所の「学校欠席者情報収集システム」により、学校等におけるインフ

ルエンザ様症状による欠席者の情報（学級・学校閉鎖等）を収集し、インフルエンザの流行状況を把握する。（健康福祉部、教育部）

- ◇医療機関や学校、社会福祉施設等から情報を収集し、市内のインフルエンザ流行状況を把握する。（健康福祉部、教育部）

【情報の提供・共有】

- ◇市民に対して、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の各種対策について、市ホームページや広報紙等により、継続的に情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。（健康福祉部）
- ◇県や関係機関との情報共有を迅速に行うため、インターネット等を活用した連絡体制を構築する。（健康福祉部、関係各部）

【相談窓口の設置】

- ◇新型インフルエンザ等の発生時に市民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置する準備を進める。（健康福祉部）

予防・まん延防止

【個人レベルでの対策】

- ◇市民に対して、手洗い・うがい・マスクの着用など基本的な感染予防策の周知を図る。
また、自らの発症が疑わしいときや罹患した場合は、感染を広げないように不要な外出を控えることやマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（健康福祉部）
- ◇新型インフルエンザ等緊急事態時に実施される措置（不要不急の外出の自粛要請）について周知し理解促進を図る。（健康福祉部）

【学校、施設等の対策】

- ◇保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校、福祉施設等における健康管理や感染予防策の励行を図る。
（健康福祉部、教育部）
- ◇公共施設や市営住宅における感染予防対策を図る。（健康福祉部、関係各部）
- ◇公共交通機関における感染予防対策を図る。（健康福祉部、市民環境部、関係各部）
- ◇新型インフルエンザ等緊急事態時に実施される措置（施設等の利用制限、イベント・集会等の自粛要請等）について周知し理解促進を図る。（健康福祉部、市民環境部、関係各部）

【資機材の備蓄】

◇新型インフルエンザ等の発生に備え、防護服やマスク、消毒薬等の資機材を備蓄する。
(健康福祉部)

【家きんの衛生管理】

◇家きんにおける鳥インフルエンザ対策として、日頃から、家きん舎等の衛生的な管理を心がけるよう周知を図るとともに、家きんの異常を発見した場合の通報体制を整備する。(産業経済部)

※鳥インフルエンザ対策については、高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル等に基づき対応する。

予防接種

【予防接種の実施準備】

◇特定接種、住民接種の実施について、国や県の協力を得ながら、医師会や関係機関と連携し、速やかに接種が行える体制を構築する。(健康福祉部)

＜特定接種＞

- 特定接種の対象となる職員をあらかじめ把握し、国へ人数を報告する。
- 関係職員の接種スケジュール等の調整をしておく。
- 国が実施する登録事業者の登録事務について、必要に応じて協力する。
- 特措法第28条第4項の規定により、国から特定接種に係る労務や施設の確保等の協力要請があった場合は協力する。

＜住民接種＞

- 円滑な接種を行えるよう、とくに次の事項に留意して、接種準備を進める。
 - ・医療従事者の確保（医師、看護師、受付事務等）
 - ・接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
 - ・接種に要する器具等の確保
 - ・住民への周知方法
- 国の実施要領等を参考に、接種スケジュールや住民への通知方法、予約方法など住民接種の手順を確認しておく。
- 接種には多くの医療従事者の確保が必要となるため、あらかじめ必要とされる医療従事者数を把握し、医師会へ要請しておく。
- 接種会場については、国は、おおむね人口1万人に1カ所程度を想定しているが、地理的状況を考慮し、地域ごとに接種会場を確保する。
- 園児や児童・生徒への接種については、教育委員会や関係部署と連携を密にし、接種計画を作成しておく。
- 入院中の患者や在宅療養中の患者については、基本的に当該医療機関で対応することになるため、その準備をしておく。
- 施設入所者については、当該施設において集団的接種を行うことになるため、その準

備をしておく。

【ワクチンの供給】

◇ワクチンの円滑な供給について、県や医療機関等との調整を進める。（健康福祉部）

医 療

【医療体制の整備】

- ◇保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等と密接に連携を図りながら医療体制の整備を図る。（健康福祉部）
- ◇市内発生時の医療や搬送体制について、医師会や医療機関と調整・確認を行う。（健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部）
- ◇新型インフルエンザ等患者の診療に備え、市内医療機関に対して、診療継続計画の作成を依頼するとともに、個人防護具の準備、感染者とそれ以外の患者との接触防止策などの院内感染対策を進めるよう依頼する。（健康福祉部）
- ◇市内医療機関において新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合の対応（保健所への連絡等）について、医療機関へ周知し確認しておく。（健康福祉部）
- ◇入院患者が増加した場合の使用可能な病床数を把握するとともに、医療機関の収容能力を超えた場合の対応策（臨時の医療施設の確保等）について、保健所等と調整する。（健康福祉部）
- ◇市内感染期の救急機能を維持するため、救急隊員の感染予防対策のため個人防護具の備蓄を進めるとともに、新型インフルエンザ等の患者の搬送体制を整備する。（消防部）
- ◇社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法や施設内における感染拡大防止策について整備する。（健康福祉部）

市民生活・経済の安定

【事業所等における対策】

- ◇事業者や観光施設等に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場・施設内における感染予防対策などの準備について周知を行う。（産業経済部）
- ◇公共交通やガスなど市民生活に密接に関わる事業者に対し、市内感染期の業務継続のための準備について周知する。（市民環境部、産業経済部、関係各部）
- ◇市内感染期における水道の安定供給やゴミの収集について業務継続計画を策定し、体制の整備を行う。（建設水道部、市民環境部）

【火葬能力等の把握】

- ◇火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。（市民環境部、関係各部）

【要援護者への支援】

- ◇要援護者をあらかじめ把握しておくとともに、具体的な生活支援策（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を策定する。（健康福祉部）
- ◇関係団体や福祉サービス事業者等と連携し、速やかな支援が行える体制を整備する。（健康福祉部）

1 県内未発生期（海外発生期～国内発生早期）

◇海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

（海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況）

◇国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では患者が発生していない状態

【目的】

- 1) 市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内で発生した場合には、早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- 4) 海外・県外での発生状況について注意喚起するとともに、県内・市内で発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関や事業者、市民に準備を促す。
- 5) 医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民の生活・経済の安定のための準備、特定接種の実施、住民接種の準備及び実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

※新型インフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症が発生した場合には、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部が設置される。（特措法第15条第1項）。同時に、県の対策本部も設置される（特措法第22条第1項）。

実施体制

【市対策本部の設置】

- ◇「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされた場合、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。また、速やかに対策本部会議を招集し情報の共有を図るとともに、市内発生に備えて対策の協議を行う。なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされていない場合であっても、市としての対策を強力に推進する必要があると判断される場合は、対策本部を設置する。（全庁）
- ◇対策本部幹事会を招集し、具体的な対応策について協議、調整を行う。（関係各部）

【体制の整備、関係機関との連携】

- ◇各班の役割分担や、業務継続計画に基づく業務の実施体制を再確認し、対策準備を進

める。(全庁)

- ◇保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有するとともに、市内発生時の医療体制や搬送体制を再確認し、対策準備を進める。(健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部)

情報収集・提供・共有

【情報の収集】

- ◇新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報(症状、症例定義、致命率等)、治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)、ワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により、県内の感染状況を把握する。(健康福祉部)
- ◇市内医療機関に対し、県が行う新型インフルエンザ等患者の全数把握に協力するよう要請する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、「学校欠席者情報収集システム」により、学校等における欠席者の情報(学級・学校閉鎖等)を収集するとともに、保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における発生状況を把握する。(健康福祉部、教育部)

【情報の提供・共有】

- ◇市民に対し、新型インフルエンザ等の発生状況などの情報提供を行い、注意喚起を促すとともに、市内で発生した場合の対策について周知する。(健康福祉部)
- ◇県や関係機関とインターネット等を活用して、適時適切な情報共有を図る。(健康福祉部、関係部局)
- ◇市内で発生した場合のマスコミ等への公表について、発表の方法、公表の範囲等についてあらかじめ検討しておく。(総務部、健康福祉部)

【相談窓口の設置】

- ◇市民からの一般的な問い合わせに対応できるように、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。(健康福祉部)
- ◇県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。(健康福祉部)

予防・まん延防止

【個人レベルでの対策】

- ◇市民に対し、引き続き、インフルエンザの基本的な感染予防策(手洗い、うがい、マスクの着用等)の周知徹底を図る。(健康福祉部)
- ◇発生地域への渡航・旅行者等に対し注意喚起を行う。(健康福祉部)

【学校、施設等の対策】

- ◇引き続き、保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。(健康福祉部、教育部)
- ◇引き続き、公共施設や市営住宅の感染予防対策を進める。(健康福祉部、関係各部)
- ◇引き続き、公共交通機関の感染予防対策を進める。(健康福祉部、市民環境部)
- ◇市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応について県と連携し準備を進める。(健康福祉部、関係各部)

予防接種

【特定接種の実施】

- ◇国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる市職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務部)
- ◇国が登録事業者の接種対象者等に対して実施する特定接種の準備等に協力する。(健康福祉部)

【住民接種の実施】

- ◇住民接種を速やかに実施できるよう、医師会や医療機関と連携し、具体的な実施に向けて準備を進める。(健康福祉部)
- ◇パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。(健康福祉部)

【ワクチンの供給】

- ◇ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。(健康福祉部)

医療

【医療機関等との情報共有】

- ◇国・県等から、新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に資する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

【診療体制の確保】

- ◇発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、県が保健所に設置する「帰国者・接触者相談センター」を通じて、「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。(健康福祉部)
- ◇新型インフルエンザ等の患者が一般の医療機関を受診する可能性もあることから、引

き続き、院内感染対策や診療体制の整備を進めるとともに、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（健康福祉部）

◇新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス等の予防投与等の対応が行われることを周知する。

◇臨時の医療施設での医療提供が予測される場合は、県と協議のうえ、当該施設を確保する。（健康福祉部、関係各部）

市民生活・経済の安定

【事業所等における対策】

◇市内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防対策を行うよう依頼する。（産業経済部）

◇公共交通やガスなど市民生活に密接に関わる事業者に対し、業務継続のための準備を進めるよう依頼する。（産業経済部、関係各部）

◇市内感染期における水道の安定供給やゴミの収集体制について、業務継続計画に基づき整備を進める。（建設水道部、市民環境部）

【火葬体制の整備】

◇市内感染期における火葬体制の整備を図るとともに、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保できるよう準備を進める。（市民環境部、関係各部）

◇遺体の搬送・安置

作業に必要な非透過性納体袋等の物品の準備について、県と調整する。

（市民環境部、関係各部）

【要援護者への支援】

◇要援護者への生活支援策について準備を進める。（健康福祉部）

◇状況に応じ、相談窓口の拡充（生活相談）を図る。（健康福祉部）

2 県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

◇県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

【目的】

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

※国は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う（特措法第32条）。市は、緊急事態宣言がされた場合、速やかに市対策本部を設置する（特措法第34条）。

実施体制

【市対策本部の設置】

- ◇国が特措法に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をした場合、ただちに「海津市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。また、速やかに対策本部会議を招集し、情報の共有を図るとともに、市内発生に備えて対策の協議を行う。（全庁）
- ◇対策本部幹事会を招集し、具体的な対応策について協議、調整を行う。（関係各部）

【体制の整備、関係機関との連携】

- ◇業務継続計画により業務を遂行し、市民への行政サービスの低下を最小限とする。
また、サービスや事業を縮小・延期等する場合は、市民への周知を図り混乱を招かないようにする。(全庁)
- ◇保健所や医師会、医療機関、消防部、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有するとともに、市内発生時の医療体制や搬送体制を再確認し、市内感染に備える。(健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部)

情報収集・提供・共有

【情報の収集】

- ◇引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報、治療法やワクチン等に関する情報を収集する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」等により、県内・市内の感染状況を把握する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における発生状況を把握する。(健康福祉部、教育部)
- ◇市内医療機関に対し、引き続き、県が行う新型インフルエンザ等患者の全数把握に協力するよう要請する。(健康福祉部)

【情報提供・共有】

- ◇市民に対し、県内・市内の発生状況や感染予防対策、感染した場合の対応（受診の方法等）
について、あらゆる広報媒体を利用して情報提供を行う。なお、市内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を呼びかける。(健康福祉部)
- ◇引き続き、県や関係機関とインターネット等を活用して、情報共有を図る。(健康福祉部、関係各部)

【相談窓口の強化】

- ◇相談窓口の体制を強化し、国から提供されるQ & Aを活用して、市民からの相談等に対応する。(健康福祉部)
- ◇県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。(健康福祉部)

予防・まん延防止

【個人レベルでの対策】

- ◇市民に対し、引き続き、インフルエンザの基本的な感染予防策（手洗い、うがい、マ

スクの着用、人混みを避ける等）の周知徹底を図る。（健康福祉部）

【学校、施設等の対策】

- ◇引き続き、保育園・認定子ども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。（健康福祉部、教育部）
- ◇引き続き、公共施設や市営住宅の感染予防対策を進める。（健康福祉部、関係各部）
- ◇引き続き、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。（健康福祉部、関係各部）

【濃厚接触者対策】

- ◇感染症法に基づき、県と連携しながら、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導等）を行う。（健康福祉部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ◇特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合に、県知事から次の事項の要請があったときは、市民への周知を行う。（健康福祉部、教育部、関係各部）
 - ・市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
 - ・学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号、第2号に定める施設）に対し期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
 - ・上記以外の施設について、職場も含め感染予防対策の徹底の要請を行う。

予防接種

【住民接種の実施】

- ◇国の実施要領に基づき、医師会や医療機関との連携のもと、接種を進める。（健康福祉部）
- ※緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種。
緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づく臨時の予防接種となる。
- ◇市民に対して、接種の目的や優先接種の順位、実施方法、ワクチンの有効性等の情報を的確に伝え、円滑な接種が行えるように努める。（健康福祉部）
- ◇医療機関へあらかじめ予防接種後副反応報告書・報告基準を配布し、国の住民接種の安全性に係る調査に協力する。（健康福祉部）

【ワクチンの供給】

- ◇ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。（健康福祉部）

医 療

【医療機関等との情報共有】

- ◇国等から、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)
- ◇市内の感染状況や診療状況について、市内医療機関の情報共有を図り、適切な医療の提供に努める。(健康福祉部)

【診療体制の確保】

- ◇発生源からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、引き続き、県が設置する「帰国者・接触者相談センター」を通じて、「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。(健康福祉部)
- ◇新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、県が感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行うため、連携・協力する。(健康福祉部)
- ◇一般の医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、引き続き、医療機関内の感染対策や診療体制の整備を進めるとともに、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(健康福祉部)
- ◇新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の対応が行なわれることを周知する。(健康福祉部、消防部)
- ◇臨時の医療施設での医療提供が予測される場合は、県と協議のうえ、当該施設を確保する。(健康福祉部、関係各部)

市民生活・経済の安定

【事業所等における対策】

- ◇市内の事業者に対して、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防対策を行うよう要請する。(産業経済部)
- ◇公共交通やガスなど市民生活に密接に関わる事業者に対し、業務の継続に向けた取り組みを行うよう要請する。(市民環境部、産業経済部、関係各部)
- ◇水道やゴミの収集について業務継続計画に基づき業務を行う。
(建設水道部・市民環境部)

【火葬体制の整備】

- ◇引き続き、火葬体制の整備を図るとともに、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が

起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保できるよう準備を進める。

（市民環境部、関係各部）

【要援護者への支援】

◇要援護者への生活支援策（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等）について、関係団体等の協力を得て実施する。（健康福祉部）

【生活物資の安定供給】

◇新型インフルエンザ等のまん延に伴い、生活関連物資等の便乗値上げや売惜しみ、買占めが生じないように、事業者や市民へ適切な行動を呼びかける。（産業経済部、関係各部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

（水の安定供給）

◇水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第2項）。（建設水道部）

（生活物資の安定供給）

◇生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないように、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（産業経済部、関係各部）

（相談窓口の拡充）

◇状況に応じ、相談窓口の拡充（生活相談）を図る。（健康福祉部、関係各部）

3 県内感染期（国内感染期）

◇県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 住民接種の体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種を行う。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

実施体制

【体制の整備、関係機関との連携】

- ◇対策本部会議や幹事会を随時開催し、情報の共有を図るとともに、諸対策の実施について協議・調整を行う。（全庁）
- ◇業務継続計画により業務を遂行し、市民への行政サービスの低下を最小限とする。また、サービスや事業を縮小・延期等する場合は、市民への周知を図り混乱を招かないようにする。（全庁）
- ◇保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有しながら諸対策を実施する（健康福祉部、危機管理部、消防部、関係各部）

情報収集・提供・共有

【情報の収集】

- ◇引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報、治療法やワクチン等に関する情報を収集する。(健康福祉部)
- ◇医療機関等を通じての新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止するが、保育園・認定子ども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等の感染状況については、引き続き、情報を収集する。(健康福祉部、教育部)

【情報提供・共有】

- ◇市民に対し、引き続き、市内外の発生状況や対策、医療体制等の情報提供を行う。(健康福祉部)
- ◇引き続き、県や関係機関とインターネット等を活用して、情報共有を図る。(健康福祉部、関係各部)

【相談窓口の継続】

- ◇相談窓口を継続し、国から提供されるQ & A改訂版を活用して、市民からの相談等に対応する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、県の「コールセンター」の利用を周知する。(健康福祉部)

予防・まん延防止

【個人レベルでの対策】

- ◇市民に対し、引き続き、インフルエンザの基本的な感染予防策（手洗い、うがい、マスクの着用、人混みを避ける等）の周知徹底を図る。(健康福祉部)

【学校、施設等の対策】

- ◇引き続き、保育園・認定子ども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。(健康福祉部、教育部)
- ◇引き続き、公共施設や市営住宅の感染予防対策を進める。(健康福祉部、関係各部)
- ◇引き続き、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(市民環境部、健康福祉部)

【濃厚接触者対策】

- ◇患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。(健康福祉部)
- ◇濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、患者の治療を優先することから原則として見合わせるよう関係機関へ要請する。なお、患者の同居者に対する予防投与の継続については、国の判断により行う。(健康福祉部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

◇特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合に、県知事から次の事項の要請があったときは、市民への周知を行う。(健康福祉部、関係各部)

- ・市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- ・学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号、第2号に定める施設）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・上記以外の施設について、職場も含め感染予防対策の徹底の要請を行う。

予防接種

【住民接種の実施】

◇住民接種について、医師会や医療機関との連携のもと、接種を進める。(健康福祉部)

【ワクチンの供給】

◇ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。(健康福祉部)

医療

【医療機関等との情報共有】

- ◇引き続き、国等から、新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)
- ◇引き続き、市内の感染状況や診療状況について、市内医療機関の情報共有を図り、適切な医療の提供に努める。(健康福祉部)

【診療体制の確保】

- ◇医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように、医師会や保健所等と調整を行う。(健康福祉部)
- ◇帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院勧告を中止し、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを、医師会を通して医療機関へ周知する。(健康福祉部)
- ◇入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。(健康福祉部)
- ◇在宅で療養する新型インフルエンザ等患者に対し、関係団体の協力を得ながら、見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送などの支援を行うとともに、自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康福祉部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ◇病床等が不足した場合、医療機関における定員超過入院等について、県と調整を行い実施する。（健康福祉部）
- ◇臨時の医療施設の開設について、県の委任を受けて実施する。（健康福祉部、関係各部）

市民生活・経済の安定

【事業所等における対策】

- ◇市内の事業者に対して、引き続き、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防対策を行うよう要請する。（産業経済部）
- ◇公共交通やガスなど市民生活に密接に関わる事業者に対し、業務の継続を要請する。（市民環境部、産業経済部、関係各部）
- ◇水道やゴミの収集について業務継続計画に基づき業務を継続する。（建設水道部・市民環境部）

【要援護者への支援】

- ◇要援護者への生活支援策（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等）を関係団体等の協力を得て実施する。（健康福祉部）

【生活物資の安定供給】

- ◇生活関連物資等の便乗値上げや売惜しみ、買占めが生じないように、引き続き、事業者や市民へ適切な行動を呼びかける。（産業経済部、関係各部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- （水の安定供給）
- ◇水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第2項）。（建設水道部）
- （要援護者への支援）
- ◇要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉部）
- （火葬・遺体安置等）
- ◇可能な限り火葬炉の稼働に努めるとともに、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。（市民環境部、関係各部）
- ◇国が、特措法第56条第1項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の特例を定めた場合、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。（市民環境部）
- （生活物資の安定供給）

◇生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（産業経済部、関係各部）

（生活相談窓口の拡充）

◇状況に応じ、相談窓口の拡充（生活相談）を図る。（健康福祉部、関係各部）

4 小康期（小康期）

- ◇新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ◇大流行はいったん終息している状況

【目的】

- 1) 市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
 - 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
 - 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
 - 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。
- ※国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行う（特措法第32条第5項）。また、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザと同程度以下であることが明らかとなった場合などは、政府対策本部を廃止する（特措法第21条）。政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する（特措法第25条）。緊急事態解除宣言がされた時は、市対策本部を廃止する（特措法第37条）。

実施体制

【対策本部の廃止】

- ◇国が緊急事態の解除宣言を行ったときは、市対策本部を廃止する。（全庁）

【対策の評価、見直し】

- ◇今回の流行への対策について評価を行い、再流行に備えた対策を協議する。（全庁）
- ◇対策の評価を踏まえ、必要に応じ、行動計画や業務継続計画の見直しを行う。（全庁）
- ◇対策の実施に係る記録を整理し、公表する。（健康福祉部）

情報収集・提供・共有

【情報の収集】

- ◇引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。（健康福祉部）

◇再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生状況を把握する。(健康福祉部、教育委員会)

【情報提供】

◇市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性などの情報提供を行う。(健康福祉部)

◇活動の自粛等の解除について、市民や関係機関に周知する。(健康福祉部、関係各部)

【相談窓口の縮小】

◇市の相談窓口体制を縮小する。(健康福祉部)

予防・まん延防止

【基本的予防策の周知】

◇市民に対し、引き続き、インフルエンザの基本的な感染予防策（手洗い、うがい、マスクの着用等）の周知を行う。また、保育園・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉施設等の感染対策を進める。(健康福祉部、関係各部)

【資機材の備蓄】

◇防護服やマスク、消毒薬等の資器材を備蓄する。(健康福祉部)

予防接種

【住民接種】

◇流行の第二波に備え、国の指示に基づき、住民接種を進める。(健康福祉部)

【ワクチンの供給】

◇ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。(健康福祉部)

医療

【医療体制】

◇医療機関に対して、通常の診療体制に戻すことを連絡するとともに、引き続き、感染予防策を行うよう周知する。(健康福祉部)

市民生活・経済の安定

【事業所等における対策】

- ◇事業者に対して、流行の第二波に備え、引き続き、感染予防策を行うよう周知する。
(産業経済部、関係各部)

【要援護者への支援】

- ◇流行の第二波に備え、要援護者への支援策の整備を進める。(健康福祉部)

【生活物資の安定供給】

- ◇生活関連物資等の便乗値上げや売惜しみ、買占めが生じないように、引き続き、事業者や市民へ適切な行動を呼びかける。(産業経済部、関係各部)

【用語集】

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的として平成24年5月に制定された（施行日は、平成25年4月13日）。

◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

感染性が強く生命および健康に重大な影響を与える感染症を指定し、その予防とまん延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした法律。感染症を感染力や症状の重篤性により、1類感染症から5類感染症に分類し、さらに新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症について定めている。

◆新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

※「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

2 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

※「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

◆鳥インフルエンザ

ヒトのものとは異なるウイルスによって発症する鳥のインフルエンザで多数の亜型がある。特に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。

H5N1亜型鳥インフルエンザウイルスは、鳥類では東南アジアを中心に、中東・ヨーロッパ・アフリカの一部地域などで感染が確認され、ヒトでの症例はアジア、中東、アフリカを中心に報告されている。また、平成25年に入って、中国において鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスの人への感染が報告されている。

◆サーベイランス

対象を調査、監視すること。一般に感染症などの動向を調査する場合に使用される。感染症の発生状況（患者及び病原体）に関して様々な情報を収集して、状況を監視する。

◆岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム

県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報について、Web上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う(社)岐阜県医師会のサーベイランスシステム。

◆パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

◆パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

◆プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

◆抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

◆帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

◆帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

◆感染症指定医療機関

感染症法で規定されている感染症の中で、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患

者を治療する医療施設。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関がある。

【資料】

○海津市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、海津市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部に属する本部員又は本部の職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)の施行の日から施行する。

○海津市新型インフルエンザ等対策本部に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、海津市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年海津市条例第27号。以下「条例」という。)に規定する海津市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第34条第2項の規定により市内の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び共有
- (2) 新型インフルエンザ等の対策の検討と推進
- (3) その他必要な事項

(副本部長)

第3条 条例第2条第2項に規定する副本部長は、副市長及び教育長にある者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部員)

第4条 条例第2条第3項に規定する本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(部等)

第5条 条例第4条第1項の規定により対策本部に別表第2に掲げる部及び班を置き、それぞれ同表に掲げる任務を分掌させる。

(部長等)

第6条 条例第4条第3項に規定する部長は、同条第4項に定めるもののほか、対策本部長の命を受け、所属職員を指揮監督する。

2 前条の班に、次長及び課長を置く。

3 班長は、当該班の所掌事務について部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務処理に当たる。

(幹事会)

第7条 対策本部に幹事会を置き、次の事務を行う。

- (1) 本部員会議に付議する事項
- (2) 本部長から指示を受けた事項
- (3) その他対策本部を円滑に運営するために必要な事項

- 2 幹事会は、別表第 3 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は健康課長を、副幹事長は危機管理課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 73 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

総務部長

市民環境部長

健康福祉部長

産業経済部長

建設水道部長

危機管理監

会計管理者

議会事務局長

教育委員会事務局長

監査委員事務局長

農業委員会事務局長

消防長

別表第 2(第 5 条関係)

対策本部の各部・各班の任務分担

部	班	任 務 分 担
危機管理部	危機管理班	1 対策本部に関すること 2 本部員会議に関すること 3 県本部との連絡に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 防災行政無線に関すること
総務部	秘書広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 ケーブルテレビ及びホームページ等による広報に関すること 3 報道発表及び報道機関の対応に関すること 4 職員の動員計画に関すること 5 職員の健康管理及び感染予防に関すること
	総務班 税務班	1 公共施設等の使用制限に関すること 2 対策本部の応援に関すること 3 各部及び各班の連絡調整に関すること 4 他班の実施事項の応援に関すること
	企画財政班	1 対策に関する財政措置に関すること 2 対策関係物資の調達及び輸送計画に関すること
	各窓口班	1 地域行事等における感染予防対策に関すること 2 感染拡大期における窓口業務に関すること
市民環境部	市民班	1 感染拡大期における窓口業務に関すること 2 遺体の処理及び火葬に関すること
	市民活動推進班	1 市民の外出自粛要請に関すること 2 集会施設等の使用制限に関すること 3 自治会等イベントの自粛要請に関すること 4 公共交通機関における感染予防対策に関すること
	環境班	1 感染拡大期におけるゴミ収集に関すること

健康福祉部	社会福祉班 高齢介護班 サンリバー はつらつ班 サンリバー 松風苑班	1 社会福祉施設等における感染予防対策に関するこ と 2 感染拡大期における要援護者への支援及び感染予 防対策に関すること
	健康班 保険医療班	1 対策本部の設置及び廃止要請に関すること 2 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び提 供に関すること 3 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する こと 4 市民への感染予防の啓発に関すること 5 国、県、保健所等との連絡調整に関すること 6 医師会等や医療機関との連絡調整に関すること 7 市民からの健康相談等の対応に関すること 8 新型インフルエンザワクチンの接種(特定接種、住 民接種)に関すること 9 感染予防資材等の調達や備蓄に関すること 10 市内医療機関における感染予防対策に関すること 11 医療従事者の感染予防対策に関すること 12 医療の確保に関すること 13 抗インフルエンザウイルス薬に関すること
産業経済部	農林振興班	1 家畜及び畜産施設に関する新型インフルエンザ等 対策に関すること 2 感染予防対策に関すること
	商工観光班	1 事業所への感染予防の啓発に関すること 2 観光施設における感染予防対策に関すること 3 観光イベント等の会場における感染予防対策に関 すること
建設水道部	建設班	1 市営住宅における感染予防対策に関すること 2 公園及び広場等の感染予防対策に関すること

	上下水道班	1 水道の安定供給に関する事
教育部	教育総務班 学校教育班 こども班 社会教育班 スポーツ班 給食班	1 保育園・認定こども園・児童福祉施設等における感染予防対策に関する事 2 幼稚園・小・中学校における感染予防対策に関する事 3 学校等における感染状況の把握に関する事 4 臨時休校等に関する事 5 社会教育・社会体育施設等における感染予防対策に関する事 6 社会教育関係行事の調整、自粛等に関する事 7 社会体育関係行事の調整、自粛等に関する事 8 給食センター所管施設における感染予防対策に関する事
会計部	会計班	1 感染拡大期における窓口業務に関する事 2 感染予防対策関係の出納に関する事
議会部	議会班	1 市議会の議員との連絡調整に関する事 2 健康福祉部の応援に関する事
監査部	監査班	1 監査委員との連絡調整に関する事 2 健康福祉部の応援に関する事
農業部	農業班	1 農林振興班の応援及び連携に関する事
消防部	消防総務班 予防班 消防班 救急指令班 消防署	1 対策本部との連絡調整に関する事 2 危険物施設における感染予防対策に関する事 3 感染拡大期における消防業務に関する事 4 感染拡大期における救急業務に関する事 5 患者の搬送に関する事 6 感染拡大期における被害の拡大防止に関する事

※ 任務分担については、組織の変更により随時見直しを行う。

別表第 3(第 7 条関係)

秘書広報課長

総務課長

健康課長

危機管理課長

学校教育課長

こども課長

救急指令課長

○海津市新型インフルエンザ等対策推進会議要綱

(設置)

第 1 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等の未発生期において、全庁的な対策を推進するため、海津市新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 推進会議は、次の事項について、協議するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の共有
- (2) 新型インフルエンザ等の対策の検討及び推進
- (3) 関係部局間の調整
- (4) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 推進会議は、別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

2 推進会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

(幹事会)

第 4 条 第 2 条に規定する協議事項に関する課題を整理し、及び検討するため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、健康課長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、その会議の座長を勤めるものとする。

5 幹事長が必要があると認めた場合は、幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第 5 条 推進会議に必要な応じ個別の対策推進について具体的な協議を行うための部会を置くことができる。

(事務局)

第 6 条 推進会議の事務局は、健康課に置く。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 74 号）
この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

副市長
教育長
総務部長
市民環境部長
健康福祉部長
産業経済部長
建設水道部長
危機管理監
会計管理者
議会事務局長
教育委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
消防長

別表第 2(第 4 条関係)

秘書広報課長
総務課長
健康課長
危機管理課長
学校教育課長
こども課長
救急指令課長

海津市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 平成 2 6 年 6 月 2 日

発行者 海津市

〒 503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地

電話 0584-53-1111 (健康課・0584-53-1317)